

別添

基発 0528 第 1 号
平成 30 年 5 月 28 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び石綿障害予防規則等
の一部を改正する省令の施行等について

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 156 号。以下「改正政令」という。）及び石綿障害予防規則等の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 59 号。以下「改正省令」という。）が平成 30 年 4 月 6 日に公布され、平成 30 年 6 月 1 日から施行されるところであるが、その改正の趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、その施行に遺漏なきを期されたい。

併せて、本通達については、別添のとおり、関係事業者等団体の長宛て関係者への周知等を依頼したので了知されたい。

記

第 1 改正の概要

過去に石綿建材を使用して建築した建築物等の解体作業については、今後、さらに増加していくことが見込まれている。解体等作業における労働者の石綿ばく露防止のためには、建築物等における石綿の使用状況を的確に調査できることが必要であるが、調査のための分析や調査を行う者の教育に用いる石綿について、将来にわたって安定的に確保することは困難な状況にあると考えられる。

改正政令やそれに伴う改正省令の内容は、こうした状況を踏まえ、

- ・石綿の分析のための試料の用に供される石綿
- ・石綿の使用状況の調査に関する知識又は技能の習得のための教育の用に供される石綿

エ 製造許可の手続き（石綿則第 48 条の 3 関係）

法第 56 条第 1 項に基づく許可であることを踏まえ、同条に基づく特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号。以下「特化則」という。）第 49 条の許可の手続きと同様の手続きを定めたものであること。

オ 製造許可の基準（石綿則第 48 条の 4 関係）

石綿分析用試料等の需要を踏まえると、大規模な生産は想定しづらいことから、石綿分析用試料等の製造に関する法第 56 条第 2 項の厚生労働大臣の定める基準については石綿則第 48 条の規定を準用することとしたこと。

カ 石綿分析用試料等の製造・輸入・使用の届出（石綿則様式第 3 号の 2 関係）

石綿分析用試料等として法第 55 条の適用されない物を特定する観点から記載事項を定めたものであること。

キ 石綿分析用試料等の製造許可証及び再交付等申請書（石綿則様式第 5 号の 3 及び様式第 5 号の 4 関係）

法第 56 条第 1 項に基づく手続きであることを踏まえ、同条に基づく既存の許可様式（特化則様式第 7 号及び第 8 号）と同様の様式を定めたものであること。

(2) 安衛則等の一部改正（改正省令第 2 条から第 5 条まで関係）

ア 改正後の石綿則第 48 条の 3 第 1 項の規定の申請をした者が行う石綿発散抑制設備の設置については、特化則第 49 条第 1 項と同様に、法第 88 条第 1 項の規定による設置の計画の届出は要しないこととし、あわせて、石綿則第 47 条第 1 項の規定による申請についても、石綿則様式第 4 号の改正を行い、法第 88 条第 1 項の規定による設置の計画届は要しないこととしたこと。（労働安全衛生規則（昭和 47 年厚生労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）第 86 条第 3 項関係）

イ GHS（化学品の分類及び表示に関する世界調和システム）に基づく分類を踏まえ、石綿を含有する製剤その他の物に係る裾切値（当該物質の含有量はその値未満の場合、名称等の表示義務等の対象としない）を設定したものであること。（安衛則別表第 2 関係）

3 施行日及び経過措置等

(1) 施行期日及び経過措置（改正政令附則第 1 項及び第 2 項並びに改正省令附則第 1 項及び第 2 項関係）

改正政令及び改正省令の施行期日は、平成 30 年 6 月 1 日としたこと。ただし、改正政令及び改正省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとしたこと。

者の健康障害防止措置に係る検討会」における検討結果を受け、次の(ア)及び(イ)のいずれも満たすものとして取り扱うこと。

(ア) 除じん装置は、ろ過方式とし、HEPA フィルターなど捕集効率が 99.97%以上のろ過材を使用すること

(イ) 正常に除じんできていることを確認するため次のすべての措置を講じること

- ・局所排気装置等の設置時・移転時やフィルターの交換時には、除じん装置が適切に粉じんを捕集することを確認すること。確認の方法としては、例えば、①微粒子計測器（いわゆるパーティクルカウンター）により排気の粒子濃度を室内のバックグラウンドと比較すること、又は②スモークテスターをたいて排気口で粉じんが検出されないことを粉じん相対濃度計（いわゆるデジタル粉じん計）若しくは微粒子計測器により確認することが挙げられること。
- ・除じん装置を1月以内ごとに1回点検すること。点検の主な内容としては、除じん装置の主要部分の損傷、脱落、異常音等の異常の有無、除じん効果の確認等があること。除じん効果の確認方法については、上記の設置時等における粉じんの捕集の確認方法があること。
- ・石綿分析作業中に、除じん装置の排気口において、半年以内ごとに1回、総繊維数濃度の測定を行い、排気口において総繊維数濃度が管理濃度の10分の1を上回らないことを確認すること。その際、測定は、ろ過捕集方式及び計数方法によること。なお、繊維数の計数は技術等を要するため、十分な経験及び必要な能力を有する者が行うことが望ましいこと。
- ・これらの確認・点検で問題が認められた場合は、直ちに補修・フィルターの交換等の必要な改善措置を講じること。

イ 禁止が適用されない石綿分析用試料等の要件(石綿則第46条の2関係)

「堅固な容器」や「確実な包装」とは、必要に応じて、運搬時の衝撃や摩耗に耐えうるよう、容器の周囲に緩衝材を配置し、包装を二重とする等、運搬形態に応じた必要な措置を講じたものをいうものであること。

なお、石綿調査の講習を実施する機関が当該講習のために石綿建材のサンプルを受講者に提供しようとする場合（所有権を留保しながら利用させるような場合）において、本規定は、講習で配布する際に容器・包装の措置を講じようことを求める趣旨であり、受講者がルーペ等で観察を行うような実技演習時にまで容器・包装の措置を講じていなければならない趣旨ではないこと。

ウ 石綿分析用試料等の製造・輸入・使用の届出（石綿則様式第3号の2

別紙 1

石綿障害予防規則等の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 59 号） 新旧対照表

○石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）様式第 4 号

(傍線部分は改正部分)

改 正 後		改 正 前	
備考		備考	
1～3 (略)	4 「製造設備の概要」の欄は、該当するものに○を付すること。また、主要な製造設備ごとの密閉状況及び配管の接続部を示す図面又はドラフトチェーンバーの構造を示す図面を添付すること。なお、製造設備をドラフトチェーンバーの内部に設置する場合には、局所排気装置摘要書（労働安全衛生規則様式第 25 号）又はプッシュプル型換気装置摘要書（労働安全衛生規則様式第 26 号）を添付すること。	1～3 (略)	4 「製造設備の概要」の欄は、該当するものに○を付すること。また、主要な製造設備ごとの密閉状況及び配管の接続部を示す図面又はドラフトチェーンバーの構造を示す図面を添付すること。
5～7 (略)	8 「参考事項」の欄は、定期の健康診断の実施予定月及び実施機関名並びに石綿等を輸入する場合にあっては、輸入事務を代行する機関名及びその所在地並びに当該石綿等に係る船（取）卸港名、積載船（機）名及び船荷証券番号を記入すること。	5～7 (略)	8 「参考事項」の欄は、定期の健康診断の実施予定月及び実施機関名並びに石綿等を輸入する場合にあっては、輸入事務を代行する機関名及びその所在地を記入すること。
9～12 (略)		9～12 (略)	

別紙 2

平成 30 年 5 月 28 日基発 0528 第 1 号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び石綿障害予防規則等の一部を改正する省令の施行等について」第 3 新旧対照表

○昭和 47 年 9 月 18 日付け基発第 591 号「特定化学物質等障害予防規則の施行について」

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>II 細部事項</p> <p>一六 第五〇条関係</p> <p>(一) ～ (七) (略)</p> <p>(八) <u>第二項第三号の「必要な知識を有する者」には、許可物質に関して製造者の衛生を確保するため必要な内容及び時間を以て法第 59 条第 1 項 (同条第 2 項で準用する場合を含む。) の安全衛生教育が行われた者があること。</u></p>	<p>II 細部事項</p> <p>一六 第五〇条関係</p> <p>(一) ～ (七) (略)</p> <p>(新規)</p>

○平成 18 年 8 月 11 日付け基発第 0811002 号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び石綿障害予防規則等の一部を改正する省令の施行等について」

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第 3 細部事項</p> <p>2 石綿障害予防規則関係</p> <p>(2) 第 3 条関係</p>	<p>第 3 細部事項</p> <p>2 石綿障害予防規則関係</p> <p>(2) 第 3 条関係</p>

「アスベスト分析法委員会認定 JEMCA インストラクター」があること（試料の採取を除く。）。

また、「石綿含有の分析」とは、定性分析、含有率の分析のみならず試料の採取や分析用試料の作製を含むものであるが、このうち試料の採取について「十分な経験及び必要な能力を有する者」には、

(1) アの者があること。

なお、目視等による調査から試料採取を経て分析を行うまでの一連の過程においては、試料採取箇所指示（判断）者などの重要な判断・作業等を行う者を明確にした上で事前調査を行い、分析結果報告書には試料採取箇所指示（判断）者等の情報を記録すること。

なお、「石綿含有の分析」とは、定性分析、含有率の分析のみならず試料の採取や分析用試料の作製を含むものであり、分析機関に委託して実施する場合は、その全てを分析機関に行わせることが望ましいこと。除去等の作業を請け負った事業者等が建材等からの試料の採取を実施した上で、それ以外の分析の業務を分析機関に委託する場合には、試料の採取は、(1)に掲げる者に行わせるとともに、分析結果報告書に試料採取者の情報を記録すること。